

非居住者・外国法人への源泉徴収と申告納税

非居住者・外国法人は、国内源泉所得のみが課税の対象となります。

源泉徴収のみで完結する場合と、支店・恒久的施設などがあるため所得税または法人税等（以下「法人税等」）の申告納付を要する場合があります。

国内源泉所得の区分	恒久的施設あり	恒久的施設なし	源泉税率
事業の所得	法人税等の課税	課税なし	0%
資産の運用・保有、譲渡等	法人税等の課税	鉱業権、採石権、山林の譲渡などについて法人税等の課税	0%
不動産等の譲渡	源泉徴収後、法人税等の課税		10%
人的役務の提供事業			20%
不動産の賃貸料等			20%
債権・預貯金の利子等	源泉徴収後、法人税等の課税	源泉徴収のみ	15%
利益の配当			20%
貸付金の利子			20%
工業所有権等の使用料 (著作権含む)			20%
広告宣伝の賞金			20%
生命保険契約に基づく年金等			20%
匿名組合からの利益の分配			20%

< 租税条約による軽減 >

上記の源泉税率については、租税条約による軽減規定が少なくありません。

日米租税条約の場合、恒久的施設がない非居住者・外国法人については、支払日の前日までに支払者側の所轄税務署へ「租税条約に関する届出書」を提出すれば、利子・配当・工業所有権等の使用料については税率が10%または15%に軽減されます。

お見逃しなく！

1. 非居住者・外国法人との取引にあたっては、上記の源泉徴収が必要です。
2. 非居住者となる海外勤務者（内国法人の役員を除く）は通常、恒久的施設がない場合に該当し、借上社宅の賃借料・配当・不動産の譲渡対価などは、源泉徴収が必要です。
海外勤務の予定期間が1年以上であれば、出国時点から非居住者となります。